

お手数ですが、全滋賀教組分会長にお渡し下さい。

分会長様

お手数ですが印刷して配布をお願いします。

全滋賀教組は、みなさんのご意見をお待ちしています

混乱の中で 休校が始まる

いま、現場の先生方は、突然の休校要請で十分な体制を取ることができず、先週末以来大混乱の中でやりきれない思いを抱えておられるのではないのでしょうか。クラスの子どものこと、その保護者のこと、そしてご自身のお子さんのこと等々、気になることは尽きないことだと思えます。みなさんの気になること、心配なこと、容認できないこと、ぜひ私たちにお寄せください。

声を集めて、交渉や要請にとりくみます

お寄せいただいた声を集めて、県教委や市町教委に対して交渉や要請に取り組んでいきます。安倍首相は「休校によって生じるさまざまな課題については、政府として責任を持って対応していく」と国会で答弁しています。答弁通りに責任を果たしてもらうよう、現

場からのリアルな事実を提起し、対策を求めていきます。

県教委に 要望書を提出

本日（2日）、県教委に「新型コロナウイルス対策における教職員の勤務に関する要望書」を提出しました。

休校で授業がなくなるため、非常勤講師の勤務時間を大幅に削減されようとしています。これについて、不利益が及ばないように要望しました。また、休校期間中、自分の子どもの世話をする教職員の勤務に関する要望もしてきました。

要望内容は、以下の通りです。これは、文科省が公表している臨時休校に関するQ&Aにも示されており、県教委や市町教委は前向きに検討すべきことです。要望への回答を待つてさらに継続して取り組んでいきます。

要望書のおもな内容

1. 臨時・非常勤職員の勤務について
臨時・非常勤職員の賃金に不利益がないよう取り扱うこと。
休校を理由に勤務時間数の制限や年休の取得の制限はしないこと。
任用期間満了まで任用を継続すること。
2. 休校措置に関わる教職員の勤務について
教職員が養育する子どもの通う学校等が休校になった場合は、年休ではなく、特休や在宅勤務・職免を認める緊急措置を講じること。

ご意見をお寄せください。
左のQRコードからメールを送れます。



文科省：「一斉臨時休業に関するQ&A」（抜粋）

教職員の勤務の取り扱いについて

教職員の勤務は、在宅勤務や時差出勤を推進する。
職員本人が罹患した場合は病気休暇等を取得させる。
教職員が濃厚接触者である場合は在宅勤務や職免により学校へ出勤させない。
教職員が学校へ出勤しない場合は、在宅勤務や職免等の趣旨を踏まえて対応する。

非常勤講師の勤務について

授業がない場合も、授業準備、年度末の成績処理や家庭学習支援などの業務を行うことにより、引き続き休校中においても任用することが考えられる。

しんぶん全滋賀教組

FAX News
UNITE

2020年3月2日

TEL 077-522-4965

FAX 077-522-4978